



## ■ 目次

FASBが2008年12月15日より後に終了する期間からすべての公開企業に対してFAS 140およびFIN 46Rに関する追加開示の義務付けを決定

その他のFASB関連記事

SECが株主提案に関する職員法務公報No. 14Dを公表

ASBが明瞭性プロジェクトによるリスク・アセスメント基準草案の公開を可決

---

## ■ FASBが2008年12月15日より後に終了する期間からすべての公開企業に対してFAS 140およびFIN 46Rに関する追加開示の義務付けを決定

11月12日、米国財務会計基準審議会(FASB)はFASB職員意見書案 No. FAS 140-e and FIN 46(R)-e「金融資産の譲渡および変動持分事業体の持分に関する開示」の発効日およびその他の修正事項の採決を行いました。FASBは2008年12月15日より後に終了する期間からすべての公開企業に対して強化した開示を義務付けることを決定しました。従って、12月決算の企業はこのFSPの義務付ける追加開示を2008年12月31日の年次財務諸表の中で提供しなければなりません。12月決算でない企業は、2008年12月15日より後に終了する最初の期中期間および以降の報告年度から当該開示を提供することが義務付けられます。早期適用が推奨されています。最終FSPは2008年12月中旬に公表予定です。

▼このFSPの発効日および修正事項に関するFASBの決定の要旨は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.fasb.org/action/sbd111208.shtml>

---

## ■ その他のFASB関連記事

**プロジェクトの更新:** FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- リース  
<http://www.fasb.org/project/leases.shtml>
- FIN 46(R)の再検討  
[http://www.fasb.org/project/reconsideration\\_fin46r.shtml](http://www.fasb.org/project/reconsideration_fin46r.shtml)
- 金融資産の譲渡  
[http://www.fasb.org/project/transfers\\_of\\_financial\\_assets.shtml](http://www.fasb.org/project/transfers_of_financial_assets.shtml)
- FIN 48 - 非公開企業への適用  
[http://www.fasb.org/project/fin48\\_applicability\\_private\\_companies.shtml](http://www.fasb.org/project/fin48_applicability_private_companies.shtml)

**会議の要旨:** 以下のFASB会議の要旨をFASBウェブサイトからご覧いただけます。

- **11月12日の会議:** FASBは(1)FAS 140 とFIN 46(R)の開示要件、および (2)非営利組織による合併と買収、について議論を行いました。  
<http://www.fasb.org/action/sbd111208.shtml>
- **11月5日の会議:** FASB は概念フレームワーク・プロジェクトにおける資産および負債の測定について議論を

行いました。

[http://www.fasb.org/news/SBD\\_11-05-08.pdf](http://www.fasb.org/news/SBD_11-05-08.pdf)

**次回の公開会議:** 次回11月19日の会議では、FASBは(1)リース、および(2)資本的性質を有する金融商品について議論を行う予定です。

<http://www.fasb.org/calendar/>

---

#### ■ SECが株主提案に関する職員法務公報 No. 14Dを公表

米国証券取引委員会(SEC)の企業財務部門は、委任状に株主の提案を記載しなければならないかどうかについて、企業と株主に情報を提供するための職員法務公報(Staff Legal Bulletin) No. 14D (SLB 14D)を公表しました。1934年証券取引法のRule 14a-8がこの領域における主要な要件を規定しています。SLB 14Dは、Rule 14a-8の適用における追加的な情報とガイダンスを提供しています。具体的には、SLB 14Dは以下についての情報を含んでいます。

- 取締役会に対して定款あるいは法人設立許可書の一方的な修正を推奨、要請、義務付けるための株主提案
- Rule 14a-8に基づくノーアクション・リクエストの受信および Rule 14a-8 に関連する対応のために設定されたSECの新しい e-mail アドレス
- 提案を行う株主(提案者)に対し、その提案者がRule 14a-8に規定されている必要期間にわたり必要最小限度数の株式を保有していないことを企業の記録が示唆している場合について、提案者に対して瑕疵の通知を送付しなければならないかどうか
- 提案者が企業に対してやりとりした内容のコピーを送付しなければならないという要件、および追加のやりとりを企業財務部門に企業および提案者が提供すべき方法

▼ SLB 14Dの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/interp/legals/cfslb14d.htm>

---

#### ■ ASBが明瞭性プロジェクトによるリスク・アセスメント基準草案の公開を可決

AICPAの監査基準審議会(ASB)は明瞭性プロジェクトの一部として書き直しが行われたリスク・アセスメント基準の一部の公開承認を可決しました。この公開草案は2009年1月にコメント募集が行われる予定です。公開企業会計監視委員会(PCAOB)によって最近公開されたリスク・アセスメント基準のコメント期日が2009年2月28日であるため、コメント期間を重複させることによって二つの基準群の比較を考慮したパブリック・コメントが期待できるでしょう。

▼ まもなく公開されるASBの公開草案に関するより詳細な情報については以下のアメリカ公認会計士協会(AICPA)ウェブサイトをご覧ください。

[http://www.aicpa.org/download/auditstd/Clarified\\_Risk\\_Assessment\\_Standards.pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/Clarified_Risk_Assessment_Standards.pdf)

▼ また、ASBの明瞭性プロジェクトについては以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Improving+the+Clarity+of+ASB+Standards/default.htm>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.